

## 低濃度 PCB 含有電気機器類に関する調査に関する Q&A

### 1 調査主旨

- Q1. この調査は本当に広島市の調査ですか。
- Q2. なぜ調査を行っているのですか。
- Q3. なぜ調査票が自社に送られてきたのでしょうか。
- Q4. 調査票に記載されている物件について心当たりがないのですが。
- Q5. 調査の回答は義務でしょうか。回答しない場合、罰則の対象となるのでしょうか。
- Q6. 調査の結果は何に使用するのですか。
- Q7. なぜ、この時期に調査を行うのですか。
- Q8. 過去にも同様な調査について回答したことがあります。今回も回答する必要はありますか。

### 2 PCB について

- Q9. PCB とは何ですか。
- Q10. PCB の毒性はどのようなものなのでしょうか。
- Q11. PCB 含有電気機器が発見された場合、どうしたらいいのでしょうか。

### 3 調査の回答について

- Q12. 調査票を無くしてしまいましたが、どうすればよいですか。
- Q13. 調査に時間がかかり期限までに回答できないのですが。
- Q14. 分からない項目があります。その部分は回答しなくて良いですか。
- Q15. 変圧器やコンデンサーはないのですが、回答する必要がありますか。
- Q16. 広島市へ PCB の届出を出していますが、調査への回答は必要でしょうか。
- Q17. 数が多くて確認しきれないのですが。
- Q18. 廃業しているのですが、調査の必要はありますか。
- Q19. 今は機器を使用していないのですが、調査の必要はありますか。
- Q20. 調査票にボールペンで誤った内容を記入してしまいました。

### 4 確認方法について

- Q21. 調査のやり方がわからないので教えてください。
- Q22. 調査するのは危険ではないのでしょうか。
- Q23. 銘板が読めない電気機器があります。どうすればよいですか。
- Q24. 銘板を確認しました。●●社製、型番●●ですが、PCB は含有しているのでしょうか。

## **1 調査主旨**

Q1. この調査は本当に広島市の調査ですか。

A1. はい、広島市の調査です。広島市から株式会社東京商工リサーチに業務を委託し、調査を行っております。

Q2. なぜ調査を行っているのですか。

A2. PCB 廃棄物は、法律（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）により、期限内の処分が義務づけられています。そのため、期限内にすべて処分が完了するように、PCB 含有の可能性がある電気機器類を設置した可能性のある事業所の所有者を対象に、保有状況の調査を行っているものです。

Q3. なぜ調査票が自社に送られてきたのでしょうか。

A3. 環境省から提供された自家用電気工作物の設置事業所情報を基に調査票を送付しております。

Q4. 調査票に記載されている物件について心当たりがないのですが。

A4. 環境省から提供された自家用電気工作物の設置事業所情報に基づいたものですが、現在の住所と少し異なっている可能性があります。記載されている所在地の周辺の事業場が対象と思われる場所があれば、その事業場について調査・回答をしていただき、全く心当たりがないようでしたら、対象外とさせていただきます。その旨を調査票に記載して送付していただくか、調査専用ダイヤルにご連絡ください。

Q5. 調査の回答は義務でしょうか。回答しない場合、罰則の対象となるのでしょうか。

A5. この調査は、対象者における PCB 含有電気機器類の保有状況の確認をお願いするもので、義務ではありません。（未回答であっても罰則の対象とはなりません。）ただし、調査に回答いただけない場合、繰り返しお問い合わせすることになりますので、できる限りご協力をお願いします。

処分期限を過ぎて PCB 廃棄物が新規発生、処分契約の未契約状態の場合は、法に基づく改善命令の対象となり、場合によっては罰則の対象となります。

Q 6 . 調査の結果は何に使用するのですか。

A 6 . PCB 廃棄物の処分期限が迫っておりますので、市内の PCB 廃棄物と使用機器の状況を把握し、期限内の処分が完了するよう、今後の処理指導に活用します。

Q 7 . なぜ、この時期に調査を行うのですか。

A 7 . 低濃度 PCB 廃棄物の処分期限が令和 9 年 3 月 3 1 日と迫っていることから、この時期に調査を実施しています。

Q 8 . 過去にも同様な調査について回答したことがあります。今回も回答する必要はありますか。

A 8 . 変圧器、コンデンサーなど PCB に関する調査は過去から継続して行っておりますが、現在の状況を確認させていただきたいため、お手数をおかけしますが、回答にご協力をお願いします。

## **2 PCB について**

Q 9 . PCB とは何ですか。

A 9 . 人工的に作られた主に油状の有害な化学物質のことで、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油などに利用されてきました。昭和 43 年のカネミ油症事件により毒性が社会問題化したため、昭和 47 年以降は製造が中止されています。

※カネミ油症事件：西日本を中心に発生したライスオイル（米ぬか油）による食中毒事件。食用油の製造過程で PCB 油が混入し、その食用油を摂取した人々に健康被害が生じた。

Q 1 0 . PCB の毒性はどのようなものでしょうか。

A 1 0 . 脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすとされ、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様な症状が報告されています。

Q 1 1. PCB 含有電気機器が発見された場合、どうしたらいいのでしょうか。

A 1 1. P C B 廃棄物については、漏洩等が無いよう適切に保管をしていただいた上で、自治体への届出が必要です。広島市につきましては、届出の様式等を市のホームページに掲載しています。

(参考：[PCB 廃棄物の届出 | 広島市公式ウェブサイト](#))

使用中の電気機器が低濃度 PCB 含有電気工作物に該当することが判明した場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従い、電気機器を設置している場所を管轄する産業保安監督部（広島市内の事業場の場合、中国四国産業保安監督部）に遅滞なく届出をすることが必要です。

### **3 調査の回答について**

Q 1 2. 調査票を無くしてしまいましたが、どうすればよいですか。

A 1 2. 調査専用サイトからダウンロードしていただき、記載後、郵送していただくか、メール又は FAX で回答していただけます。

Q 1 3. 調査に時間がかかり期限までに回答できないのですが。

A 1 3. 回答期限（令和 7 年 1 月 1 8 日）の後でも回答を受け付けますが、お早めにご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、同封している返信用封筒は、令和 8 年 1 月 2 3 日まで使用可能です。

令和 8 年 1 月 2 3 日までに調査完了できない場合は、問 2 の「PCB 含有の判定」回答を「不明」としてご回答ください。

Q 1 4. 分からない項目があります。その部分は回答しなくて良いですか。

A 1 4. 問 2 において製造業者、型式や製造年などが不明の場合は、お分かりになる可能な範囲でご記入ください。調査票の記述方法が分からない場合は、調査専用ダイヤルにご連絡ください。

Q 1 5. 変圧器やコンデンサーはないのですが、回答する必要がありますか。

A 1 5. 調査対象のものが当初から無い場合や処分したため無い場合は、問 1 で「いいえ」として回答してください。

Q16. 広島市へ PCB の届出を出していますが、調査への回答は必要でしょうか。

A16. 調査票の対象事業場にある、全ての PCB について届出済みの場合は回答不要です。その旨を調査票に記載して送付していただくか、調査専用ダイヤルにご連絡ください。

届出を出していない PCB 含有又は含有している可能性がある場合は、回答をお願いします。また、欄外に届出を出しているものがある旨を記載してください。

Q17. 数が多くて確認しきれないのですが。

A17. 大変な作業となり、時間がかかることは承知しております。少しずつでも確認作業をお願いいたします。

なお、同封している返信用封筒は、令和8年1月23日まで使用可能です。令和8年1月23日までに調査完了できない場合は、問2の「PCB 含有の判定」回答を「不明」としてご回答ください。

Q18. 廃業しているのですが、調査の必要はありますか。

A18. 廃業していても、電気機器が残存している場合や、取り外したまま倉庫等に保管している場合があるので、調査が必要です。

Q19. 今は機器を使用していないのですが、調査の必要はありますか。

A19. 現在は使用していない電気機器についても、PCB使用製品残存の可能性があるため、調査が必要です。

Q20. 調査票にボールペンで誤った内容を記入してしまいました。

A20. 間違った箇所を二重線で消し、正しい事柄が分かるように記入してください。

## 4 確認方法について

Q2 1. 調査のやり方がわからないので教えてください。

A2 1. 同封しております調査の手引きをご確認ください。調査票に記載の事業場において、PCB を含有している、又は含有している可能性がある変圧器やコンデンサーなどの電気機器があるかご確認ください。該当する電気機器類がなければ、質問1の「いいえ」に○をして調査終了となります。PCB を含有している、又は含有している可能性がある変圧器やコンデンサーなどの電気機器がある場合は、銘板の記載内容を転記するなど、既に作成されている書類により確認できる範囲で調査を行い、問2にご記入ください。また、自家用電気工作物の調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

Q2 2. 調査するのは危険ではないのでしょうか。

A2 2. 使用中の電気設備は、接触等により感電の恐れがあり非常に危険です。調査のために設備に近づかないでください。調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者にご相談いただき、調査するようにしてください。または、銘板の記載内容を転記するなど、既に作成されている書類により確認できる範囲で調査してください。一方で、低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の自家用電気工作物以外の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して行ってください。

Q2 3. 銘板が読めない電気機器があります。どうすればよいですか。

A2 3. 電気機器が使用中の場合は、電気主任技術者以外の方が近づいて確認することは絶対にお止め下さい。接触等により感電の恐れがあり、非常に危険です。必ず電気主任技術者の方（電気設備を管理している会社）へお問い合わせください。

通電しておらず保管中の場合は、機器を動かす等しても読めない場合や、機器が動かさなくて読めない、銘板が劣化していて読めない場合は、分かる範囲の情報を調査票にご記入ください。

Q2 4. 銘板を確認しました。●●社製、型番●●ですが、PCB は含有しているのでしょうか。

A2 4. 電気主任技術者にご確認いただくか、メーカーにお問合せください。